

平成十八年五月十七日提出
質問第一一六三号

外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省の懲戒処分と国民の知る権利に関する再質問主意書

標記案件については、平成十八年五月八日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月十六日に答弁書を受領した（以下、「前回答弁書」という。）。右を踏まえ、追加質問する。

- 一 外務省職員が報道機関関係者からの取材について対応する際のマニュアルが存在するか。
- 二 報道機関関係者からの取材に対して、外務省職員は真実を述べるべきか。
- 三 「前回答弁書」において、平成十八年四月十八日に児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された外務省職員に関連し、同年五月五日付読売新聞に掲載された外務省大臣官房人事課職員の「認めると実名を公表したことになる。本人の将来も考え、総合的に判断した」との発言について、政府は、「外務省として、御指摘の取材に対する応答については、その具体的内容を確認することができないため、お答えすることは困難である」と答弁しているが、外務省は人事課において当該発言を行った職員の有無並びに発言の内容についてどのような調査を行ったか明らかにされたい。

四 政府は、「前回答弁書」における外務省の答弁拒否が正当な事由に基づくものと認識しているか。

右質問する。